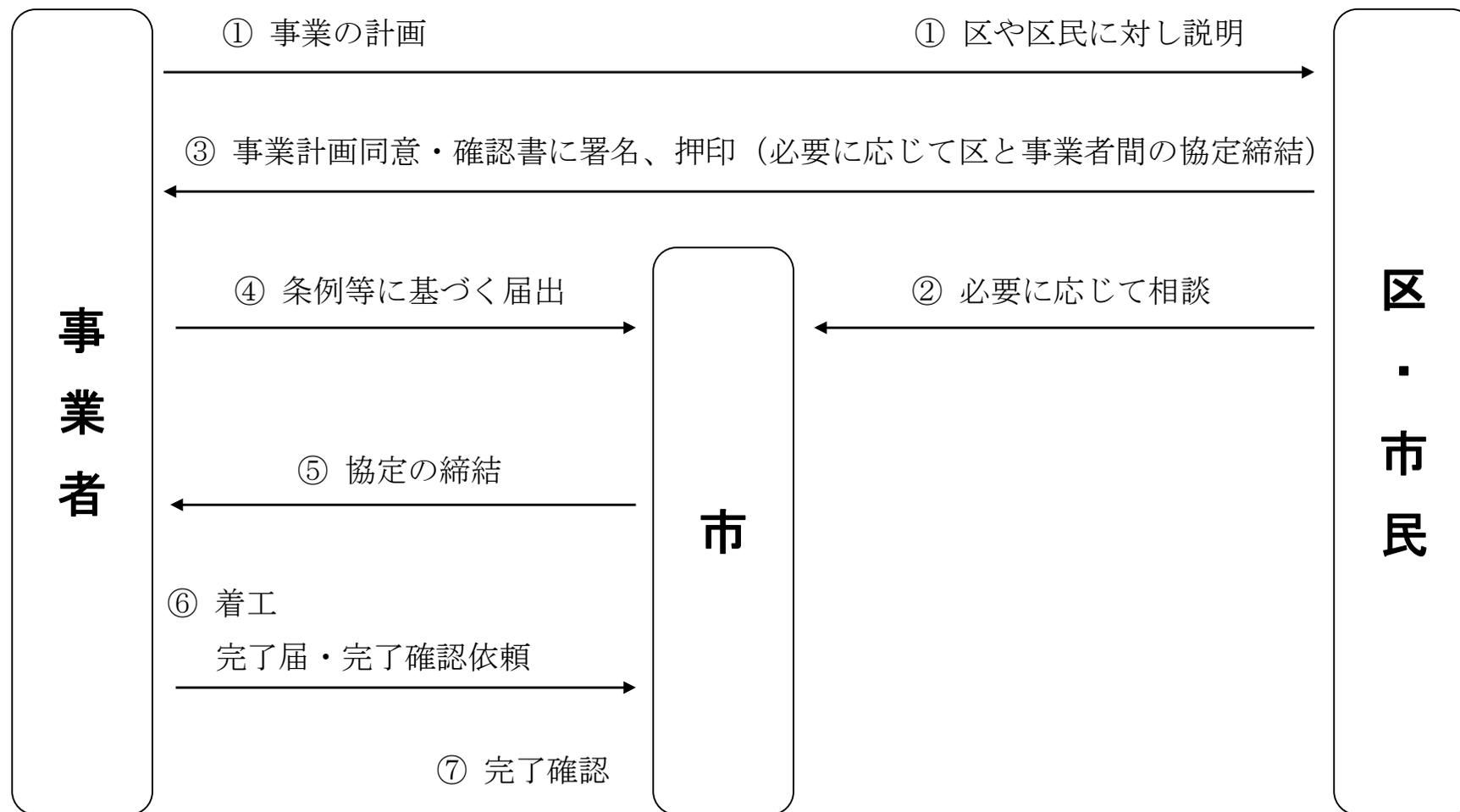


## 開発事業の計画から完了までの流れ



<解説>

**① 事業計画を策定し、区・区民等へ説明【事業者→区・区民等】**

⇒事業者は事業計画を区・区民等へ説明します。

区は事業内容に応じて、事業者に対し説明会開催を要請することができます。

**② 必要に応じて相談【区・区民等→市】**

⇒判断に迷う場合は市へ相談してください。

市は内容を伺い、区へ助言、事業者との調整等を行います。

**③ 事業計画同意・確認書に署名押印【区・区民等→事業者】**

⇒区・区民等は、問題がなければ事業計画同意・確認書に署名押印してください。

必要に応じて区と事業者間で協定を締結することもご検討ください。

**④ 条例に基づく届出【事業者→市】**

⇒事業者は着工 60 日前までに市へ東御市環境をよくする条例に基づく届出をします。

**⑤ 協定の締結または留意通知【市→事業者】**

⇒市は各種基準と届出内容を照合し、問題なければ市と事業者間で協定締結または留意事項を通知します。

**⑥ 事業着工・工事完了届提出【事業者→市】**

⇒事業者は事業を着工し、完了後には完了届を提出します。

**⑦ 完了確認（必要に応じて改善指導を行う）【市→事業者】**

⇒市は、事業者からの完了届受理後に完了確認を行い、届出内容と相違がある場合は事業者へ改善を指導します。